

経済産業大臣 萩生田光一 殿

**ウクライナ危機等から国民生活を守るための
緊急経済対策**

令和4年3月15日



代表 松井 一郎
共同代表 馬場 伸幸



ウクライナ危機等から国民生活を守るための 緊急経済対策

1. 緊急経済対策の必要性

ロシアによるウクライナへの全面的な侵略を受けて、今月冒頭、私たち日本維新の会は「ロシアによるウクライナ侵略に関する緊急提言」（3月3日）を公表するとともに林芳正外務大臣に提出した。

同緊急提言は、ウクライナ危機が東アジアの秩序にも影響しかねない重大な問題であるとの認識の下、1) 早期停戦と人道支援など短期の非軍事的な平和構築努力に加え、2) 中長期の新たな国際秩序を形成するための軍事を含めた体制整備に能動的に取り組む必要性を指摘するとともに、3) ウクライナ危機を背景とした世界的なエネルギー価格等の高騰が日本経済に与える影響を注視し適切な対応を迅速に講じていくことを政府に求めてきた。

こうした観点から、政府の「原油価格高騰等に関する関係閣僚会合」（3月4日）において、燃料油の元売り事業者等に対する補助金額の上限引き上げ（5円→25円）が決まり、先週（3月10日）から実際の適用が始まったことについては、一定の評価をしている。昨年末、日本維新の会として国民民主党と共同提出した「トリガーライン凍結解除法案」（12月6日衆院提出）により、政府に迅速な対応を促すことが出来たものと考えている。

他方、今後の経済対策については、油価対策だけに止まらない広範なものとする必要がある。ウクライナ危機の長期化に伴い、価格高騰は原油だけでなく電力から穀物にまで広がり、国民生活への影響が深刻化している。こうした中、地方財政への影響や市場の激変を伴うトリガーラインの発動のみにこだわるのではなく、原油から穀物まで、ガソリンから小麦までを視野に入れた広範で本格的な緊急経済対策を策定し速やかに実行していく必要がある。

日本維新の会は、結党以来、政局ではなく政策実現、選挙のためではなく国民生活を守るために、政府と党にも維新以外の野党にも一貫して是々非々の態度を貫いてきた。核を巡る議論、原発の再稼働を巡る議論を含めタブーなく提案してきたのも、常に日本の繁栄と国民生活を守るためにある。緊急経済対策についても、過去の経緯に囚われず、日本経済と国民生活を守るために真に必要な対策を機動的に打ち出していく。

2. 緊急経済対策の具体策

(1) 分野横断の対策

日本維新の会は、コロナ対策として消費税一律5%への減税法案（参院2020年11月27日、衆院2021年12月10日）を提出し、10万円給付等の詳細設計に時間を要するよりも、まずは消費減税や社会保険料免除を迅速に講じるべきと訴えてきた。

ところが、コロナ禍から経済回復する前にウクライナ危機が発生し物価高騰が石油製品から食品にまで拡大するなど、景気停滞とインフレとが同時進行するスタグフレーションに陥るリスクを警戒する必要性が高まってきた。

こうしたリスクを最小化しながら国民生活を下支えするためには、金融緩和を継続しながら経済対策の対象を（需要の価格弾力性が低い）必需品に集中させるなど、過度の需要増によるインフレを防ぎながら国民生活を下支えする必要がある。

そのためには、本来、マイナンバーといった制度インフラのフル活用を通じて国民の所得・資産も捕捉した上で機動的な対策を講じる必要があり、日本維新の会として政府与党に再三、迅速な法整備等対応を求めてきたが、残念ながら実現を見ていない。

そこで、日本維新の会は対象品目の恣意的な設定が可能な複数税率には本来反対の立場であるが、スタグフレーションのリスクを回避するための緊急事態対応として、現行制度として運用されている軽減税率制度を活用することを提案する。

○ 軽減税率の深掘り 8%→5%→3%〈0%〉

- ・ 原油価格、穀物価格等の高騰による物価への影響が落ち着くまでの間、軽減税率適用品目への税率を（国税分を減税し）段階的に3%まで軽減する。
- ・ 実際にスタグフレーションに陥った場合には、地方財政措置を講じた上で、更に0%まで減税し、軽減税率対象品目の消費税を非課税とする。〉

※1 コロナ対策として提言済みの措置（消費税の標準税率10%→5%）の凍結

- ・ 景気対策として大胆な消費減税を措置すべきと提案をしてきたが、スタグフレーションのリスクを回避するため、当面、凍結することとする。
- ・ コストパッシュ型の悪いインフレが解消された暁には、凍結を解除し、景気対策として標準税率を5%に減税する。

※2 減税期間終了後の軽減税率制度の廃止

- ・ 経済状況を注視しながら特例措置を解除していくこととなるが、標準税率を8%に据え置くとともに軽減税率制度を廃止する。

○ 社会保険料の減免

- ・ 過度の需要増によるインフレを防ぎながら国民生活を下支えするため、軽減税率適用品目に係る税率引き下げに加え、低所得者の社会保険料を大幅に減免する。

○ 中小企業対策

- ・ 価格転嫁が難しく企業収益の悪化等コストプッシュインフレの影響が特に大きい中小企業への対策として、社会保険料の事業者負担分についても大幅に減免するとともに、中小企業に対する法人税（国税分）を時限的に一律15%へ大幅に減税する。（年間所得800万円越えの部分に係る税率を国際最低税率15%へ引き下げ）

○ 機動的な財政政策

- ・ 軽減税率の深掘り等需要の価格弾力性の低い品目に対する消費課税の減税等で一時的な価格押し下げと国民生活の下支えを図った上で、更にインフレの進行が予見される場合には、実質金利の高止まりによる設備投資と雇用の低迷に鑑み、金融引き締めではなく積極財政の見直しによって物価の抑制を図る。
特に、人手不足や資材価格の高騰など供給制約の懸念が強く民間投資をクラウディングアウトする恐れのある景気対策を目的とする公共事業を見直すなど機動的な政策対応を行う。

（2）分野別の対策

消費減税や社会保険料の減免は、スタグフレーションに陥るリスクを最小化しながら、低所得者の生活を下支えするための分野横断の対策であるが、原油を中心とする価格高騰対策については、別途、きめ細かく対応していく必要がある。

日本維新の会としては、冒頭に述べたように、トリガー条項凍結解除法案の国会提出を通じて大規模な原油価格高騰対策を探るよう政府与党に求めてきたが、燃料油の元売り事業者等に対する補助金額の上限引き上げ（5円→25円）の適用が先週10日から始まり、一定の成果を上げることができた。

もちろん、今後ともトリガー条項の発動（凍結解除）を否定するものではないが、税制で一定の価格高騰対策を講じることが出来るのはガソリンと軽油に限定されており、そもそも税率の低い灯油や重油については補助制度を維持せざるを得ない。燃料間の公平性、地方税収対策、制度の入口・出口での市場混乱回避などのトリガー条項に係る課題対応に行政コストをかけてまで税制と補助金のハイブリッド制度を構想する必要があるか否か慎重に検討すべきである。

○ 原油（ガソリン、軽油、灯油、重油等）

- 国家備蓄の積極的活用

国際機関（IEA等）を通じた原油市場安定のための国際協調等を先導するとともに国家備蓄、産油国共同備蓄の積極的活用を検討するなど国による調達を強化する。

- 燃料油の元売り事業者等に対する補助金額の上限引き上げ

既に5円から25円への上限引き上げが措置されているが、原油価格の変動に応じて更なる引き上げ（例えば50円超）についても早期にコミットすべきである。

- トリガー条項の凍結解除

既に述べたようにトリガー条項の発動（凍結解除）を否定するものではないが、国税分のみを発動して地方財政への影響を回避する、対象外となる重油等にも減税相当規模の補助金を投入して公平性を確保する、といった措置を丁寧に講じることが前提となる。石油石炭税、航空機燃料税の減免、石油製品関税の減免といった措置も、必要に応じて検討する。

○ 電力・ガス

- 原発の再稼働

再稼働に向けた残る課題が特重（特定重大事故等対処施設）の整備のみとなっている美浜3号機、高浜1、2号機はじめ運転計画の前倒しが可能な原発については、緊急の特別措置としてエネルギー基本計画を改訂し内閣の責任で再稼働させる。

少なくとも課題の洗い出し作業をスタートするよう強く求める。

- 燃料費調整額の激変緩和措置

電気は50%、ガスは25%料金引上げを抑制し、抑制分は先送りとする措置を行う。先送りに伴う電力ガス事業者の運転資金不足に対しては政府系金融機関による円滑な資金供給を行う。

○ その他

- ・ 物流費の上昇に対応するため、高速道路料金における大口・多頻度割引（ETC コードカード）の拡充や地方での休日昼間時間帯の割引、夜間割引時間帯の拡充、空港着陸料の減免等の措置を講じる。
- ・ 農林水産分野においては、政府が実施している施策（水産業燃油高騰緊急対策基金における国のさらなる負担、施設園芸等燃油価格高騰対策における支援対象者の要件緩和等）の更なる深掘を行うとともに、4月期の輸入麦の政府売渡し価格の引上げ幅を特例的に圧縮する等の措置を講じる。

以上